

令和元年10月1日から

笠岡市立幼稚園・認定こども園（教育部分）の保育料が**無償**になります。

保育料無償化のための手続きは不要です。

※副食費の免除については手続きが必要な場合があります。（対象者に別途ご案内します）

無償化の内容

- 笠岡市立幼稚園・認定こども園（教育部分）に通う全ての子どもの保育料が**無償**になります。
- 無償になるのは、**保育料のみ**です。給食費やおやつ代のほか、**各施設で徴収する実費徴収費用は、これまでどおり保護者負担となります。**

※次の世帯の方は、副食費が**免除**（**上限:月額4,500円**）になります。

①年収360万円未満相当世帯…上記の施設に通う全ての子どもの副食費が**免除**【**手続き不要**】

②年収360万円以上相当世帯…3人目以降の副食費を**免除**(2人目までは全額必要)

(A) **小学校3年生まで**の子どもが3人以上いる場合→【**手続き不要**】

(B) **監護・養育する**子どもが3人以上いる場合 →【**手続き必要**】※

※は笠岡市独自減免制度であり**手続きが必要です**。対象者に別途ご案内します。

一時預かり保育料について（これまで通り利用できますが、無償化の対象になるには**申請が必要**です。）

- 妊娠・出産等の事由で、下記の手続きにより、**保育の必要性の認定を受けた場合**は、**一時預かり保育料も日額450円（月額上限あり）まで無償になります。** ※笠岡市立幼稚園・認定こども園（教育部分）の一時預かりの利用要件では、就労は対象外です。
（月額上限）11,300円

認定の手続き

施設等利用給付認定申請書等の提出が必要です。

一時預かり保育を利用する方で、保育の必要性(裏面参照)の認定事由に該当する人は、**施設等利用給付認定申請書**及び**保育の必要性を証明する書類**を**笠岡市**に提出してください。

保育の必要性を証明する書類

保育の必要性とは、保護者それぞれが妊娠・出産などの保育を必要とする事由に該当することをいいます。

以下の必要書類を申請書と併せて提出してください。

保育の必要性	必要書類
出産前後の方 (出産予定月の前後2か月に限る)	【母子健康手帳の写し】 (母子名と出産予定月が記載されているページ)
保護者が疾病または障がいをお持ちの方	【医師の診断書】または【障がい者手帳の写しなど疾病・介護等の状況がわかるもの】
病気の親族を看護(介護)している方	(1)【医師の診断書】または【障がい者手帳の写しなど疾病・介護等の状況がわかるもの】 (2)【住所地の民生委員の証明】
災害復旧中の方	【罹災証明書】

一時預かり保育料の給付の手続き

施設等利用給付認定を受けた場合は、

上限額：日額450円×利用日数（月額11,300円まで）

までは、笠岡市への**支払が不要となります。**

一時預かり保育料の給付については、その他の手続きは**不要**です。

